

12月9日の本会議において、福祉教育常任委員会に付託を受けました議案第78号について、12月10日に開催した委員会の審査結果を報告します。

現在、出産育児一時金は、健康保険法施行令の定めにより、40万4千円と産科医療補償制度対象の出産に対しては、産科医療補償制度掛金の1万6千円が加算された金額で、支給総額は42万円です。

今回、産科医療補償制度が見直され、掛金が1万6千円から1万2千円にと4千円引き下げられ、本来であれば、出産育児一時金の支給総額も4千円引き下げとなりますが、少子化対策の重要性を鑑み、支給総額は維持すべきとの考え方から、出産育児一時金を40万4千円から40万8千円に引き上げるという改正に伴い、湖南省国民健康保険条例も、所要の改正を行うものとの説明を受けました。

主な質疑は次のとおりです。

どこの市町村も国民健康保険組合から補填する対策をとられているのかとの質疑に対して、他の市町村の国民健康保険組合も国保以外の保険組合も補填されるものですとの答弁でした。

討論はなく、採決の結果、議案第78号 湖南省国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。